

広報

# とわかま

坂城町 元旦マラソン大会  
坂城町教育委員会・坂城町体育協会

2020 February

2

No.515

令和2年2月



新年の決意を胸に

第49回 元旦マラソン大会

# 坂城町消防団出初式挙行

1月19日(日)、坂城町消防団出初式が挙行され、長谷川団長以下、消防団員及び婦人消防隊員、坂城幼稚園幼年消防クラブなど約250名が、逆木通りで街頭行進を行いました。

また、文化センター体育館で行われた式典では、消防団活動に功績のあった方々の表彰が行われました。表彰された方は下記のとおりです。



※敬称略( )は所属分団

## 【消防庁長官表彰】

### 退職感謝状

塚本圭司(2) 青木進也(4)

西沢正和(5) 吉原直樹(9)

北澤哲也(10) 山田篤紀(ラッパ)

## 【長野県知事表彰】

### 退職感謝状

赤石大二郎(4)

## 【坂城町長表彰】

### 退職感謝状

塚本圭司(2) 青木進也(4)

赤石大二郎(4) 西沢正和(5)

吉原直樹(9) 北澤哲也(10)

塚田洋介(10) 山田篤紀(ラッパ)

## 退任者表彰

小山貴司(2) 塚本圭司(2)

西澤 亘(3) 山崎洋一(3)

山城 明(4) 中沢裕樹(5)

小宮山哲也(6) 小宮山健一(6)

大塚 惇(7) 青木秀雄(7)

磯野 真(8) 黒岩千尋(8)

師田洋一(10) 平林慎吾(11)

近藤秀俊(11) 福田 徹(ラッパ)

## 優秀章

大峽惟嵩(1) 飯島健一(2)

塩入 誠(2) 三井佑輔(2)

市川雅基(2) 宮島秀行(2)

伊東 潤(2) 風間拓也(3)

山崎 博(3) 三井 淳(4)

鈴木康弘(5) 神田啓成(5)

池田雄哉(5) 小宮山剛史(6)

片桐 凌(7) 佐藤和樹(8)

黒岩千尋(8) 瀬下 誠(9)

松崎和也(10) 滝沢敏之(10)

師田洋一(10) 関谷義雄(10)

岡田治樹(11) 荒木隆光(11)

永井伸幸(11) 平林慎吾(11)

## 【日本消防協会会長表彰】

### 精績章

直江芳樹(1)

## 【長野県消防協会会長表彰】

### 功績章

久保光正(11)

## 永年勤続功労章

関 和弘(2) 宇田川恵司(7)

田中広一(8)

## 功労章

小宮山貴久(6) 豊田竜二(8)

## 努力章

宮下洋一(3) 滝澤克彦(4)

## 精績章

丸山修一(8) 松崎和也(10)

## 近藤貴志(11)

## 技術章

飯島健一(2) 澤崎章一郎(9)

消防団員  
随時募集中!



## 精勤章

田中秀紀(2) 山崎 博(3)

高木由明(5) 笠井政人(6)

## 【埴科消防協会会長表彰】

### 功労章

風間拓也(3) 今井圭二郎(4)

三井 淳(4) 林 卓志(5)

朝倉亮一(9) 三澤健史(ラッパ)

## 田子謙介(ラッパ)

## 勤続章20年

山崎福一(1) 小山忠彦(1)

宮下洋一(3) 金子淳也(7)

相川宗由(7) 深井洋幸(7)

瀬下 誠(9) 下鳥智明(10)

## 近藤貴志(11)

## 勤続章15年

中村和義(3) 小林広和(5)

春日雄次(6) 吉池昌志(7)

黒岩千尋(8) 宮入真道(9)

関谷義雄(10) 近藤悠作(10)

## 勤続章10年

三井佑輔(2) 若麻績弘道(4)

丸山直人(4) 山城 明(4)

天健二郎(5) 笠井政人(6)

宮原 勉(6) 春日竜二(6)

古沢 剛(7) 柳沢祐司(9)

## 竹内栄雄(10)

# 国民年金のお知らせ

令和2年度の  
保険料は

月額16,540円

◎問い合わせ先 長野南年金事務所国民年金課 ☎026-227-1287  
住民環境課住民係 ☎82-3111(内線122) 直通75-6204

## 国民年金の納付について

### 口座振替やクレジットカード納付が便利

保険料の納付は、納め忘れのない「便利・確実・安心」な口座振替やクレジットカード納付のご利用をおすすめしています。また、口座振替等でまとめて前払い(前納)すると保険料が割引されます。【下表参照】

口座振替の申込、振替・納付方法の変更は、年金手帳・預金通帳・口座届出印を持参して役場、年金事務所、金融機関などで手続きをしてください。なお、保険料の一部免除の承認を受けている方は、口座振替等の前納・早割はご利用できません。

## 前納割引制度

前納割引は、口座振替やクレジットカード、または納付書により、下表の方法で納付する場合に適用されます。なお、新年度の割引額は2月下旬に決定されます。(下表では、参考として令和元年度の年額及び割引額を記載しています。)

口座振替、クレジットカードによる前納の申込期限 → **2月28日(金)**

### ◆口座振替で納付する場合

【参考】令和元年度の保険料は月額16,410円

振替方法	振替日(令和2年度)	年額(令和元年度)	割引額(令和元年度)
2年前納	4月30日	379,640円	15,760円
1年前納	4月30日	192,790円	4,130円
6か月前納	【上期】4月30日 【下期】11月2日	97,340円×2回	1,120円×2回
当月末(早割)	納付当月末	16,360円(月額)	50円(月額)



### ◆納付書(現金払い)で納付する場合

納付方法	納付期限(令和2年度)	年額(令和元年度)	割引額(令和元年度)
2年前納	4月30日	380,880円	14,520円
1年前納	4月30日	193,420円	3,500円
6か月前納	【上期】4月30日 【下期】11月2日	97,660円×2回	800円×2回

※早割のお取り扱いはありません。  
※2年前納の納付書は申込が必要です。

### ◆クレジットカードで納付する場合

クレジットカード納付による前納割引制度の割引額は納付書(現金払い)と同額です。

## 被保険者の方の個人番号(マイナンバー)の確認にご協力ください

町や日本年金機構では、利便性の向上を図るため、マイナンバーを活用して被保険者等の氏名及び住所変更の届出や添付書類の省略などを行っています。年金に関する各種手続きの際は、マイナンバーがわかる書類(マイナンバーカードや通知カード)をお持ちください。



## 保健センターだより

保健センター  
☎82-3111(内線511)  
直通75-6230

# 令和2年度 健康診査・がん検診等の申込み

毎年保健センターから、**19歳以上の方で坂城町に住民登録をしている方全員**に、『健康診査・がん検診等申込書』を配布し、提出をお願いしています。提出いただいた申込書をもとに、検診等のご案内を行っており、『町の検診を受ける』を選ばれた方には、後日、日程等の詳しいご案内を通知します。

町では、検診料金の一部を補助しており、**自己負担は検診費用の約半分です**。また、文化センターや保健センターなど、身近な会場で受診することができます。

なお、検診等の新規申込・変更・キャンセル等は、随時保健センターで受け付けていますので、ご連絡ください。

ご不明な点がございましたら、保健センターまでお問い合わせください。



## 坂城町不妊及び不育症治療費助成事業 について

～不妊・不育症治療を受けたご夫婦に治療費の一部を助成しています～

平成31年4月1日から令和2年3月31日までに受けた治療費の申請期限は3月31日(火)までです。書類等が間に合わず、期限内に提出できない場合は、保健センターまでご連絡ください。

### 助成を受けることができる方

- 法律上の婚姻をしている夫婦
- 夫婦の両方またはどちらか一方が引き続き1年以上町内に住民登録をしている方
- 町税(国民健康保険税を含む)を滞納していない方

### 申請に必要な書類

- 坂城町不妊・不育症治療費助成金交付申請書(実績報告書)  
→様式は町ホームページからダウンロードできます。
- 坂城町不妊・不育症治療費助成事業医療費等証明書  
→様式を町ホームページからダウンロードし、実施医療機関で記入してもらってください。
- 治療に要した領収書(原本)

## 坂城町プレミアム付商品券を販売しています！

町では、**住民税非課税世帯の方と子育て世帯の方**を対象に、町内の店舗等で幅広く利用できる「坂城町プレミアム付商品券」を販売しています。対象の方一人当たり2万5千円分を2万円で購入可能で、5,000円分が上乗せ(25%もお得！)されています。商品券の販売は、**令和2年2月28日(金)**まで、使用は、**令和2年3月31日(火)**までです。対象となる方は、この機会にお得な商品券をぜひご利用ください！

### 坂城町プレミアム付商品券の申請をお忘れではないですか？

商品券を一人でも多くの方にご利用いただくため、「プレミアム付商品券購入引換券交付申請書」の申請期限を【令和2年2月28日(金)】まで延長しましたので、まだ申請がお済みでない方はお早めに申請してください。(住民税非課税世帯の方が対象)

なお、購入対象者の方には、「プレミアム付商品券購入引換券」を送付していますので、**購入期限【令和2年2月28日(金)】**までにご購入いただき、**有効期限【令和2年3月31日(火)】**までにお忘れなくご利用いただけますようお願いいたします。



※商品券の購入対象者や申請・購入方法等についてご不明な点がございましたら、役場商工農林課商工観光係までお問い合わせください。

◎申請・問い合わせ先 商工農林課商工観光係 ☎82-3111(内線153) 直通75-6207

# 善意の灯

平成30年11月から令和元年12月の間に、次の方からご寄附・ご寄贈をいただきました。厚く御礼を申し上げます。

- 平成31年3月
  - 国際ソロプチミスト千曲 会長 中村トモエ 様 保育園充実のため 金 100,000円
  - 坂城高等学校生徒会 会長 青山里奈 様 まちづくりのため 金 17,990円
  - 令和元年5月
    - 坂城町 西澤恵子 様 芸術(美術)の振興のため 絵画1点(故緑川直夫作)
    - 坂城町 日置秀雄 様 坂城児童館用設備(備品)として 業務用空調設備(遊戯室エアコン)
    - 令和元年7月
      - 坂城町商工会青年部 部長 西沢和重 様 坂城町商工会女性部 部長 朝倉妙子 様 坂城中学校の運営及び活動資金として 金 300,000円
      - 令和元年11月
        - オリオンオートクラブ(株) 代表取締役社長 石割弘幸 様 防災用蓄電装置として スマートデバイス充電用蓄電装置2台
        - 国際ソロプチミスト千曲 会長 坂本公美 様 小・中学校図書振興のため 金 50,000円
        - 令和元年12月
          - 村上会代表 大橋房夫 様 村上小学校図書として(10万円相当)
          - 国際ソロプチミスト千曲 会長 富山香代子 様 さかき千曲川バラ公園備品として テーブル1台、椅子4脚、パラソル1基

## 東北信市町村交通災害共済に加入しましょう

共済期間中、国内の道路で運行中の自動車・バイク・自転車・電動カート(シニアカーなど)に乗っているの衝突・転落・転倒などによる人身事故や、歩行中、車などによって事故に遭ったときに、通院や入院など災害の程度に応じて見舞金を支給します。詳しくは、広報2月号と一緒に配布したチラシをご覧ください。

### 年会費

【一般】400円 【中学生以下】200円

### 申込方法

申込書(会員証)は、はがきタイプで、名前が印字されています。加入される方は、加入欄に○を記入し、会費を添えて各地区の組合長さんに提出するか、住民環境課窓口へ直接お申込みください。

### 受付期間

・組合長さんを通じての申込み  
 ……3月6日(金)まで

### 加入資格

・住民環境課窓口で直接申込み  
 ……随時受付  
 町内に住民登録されている方ならどなたでも加入できます。

### 共済期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日  
 ※4月1日以降に申込み場合は、会費納入の翌日から対象となります。

### 問い合わせ先 住民環境課生活安全係

☎82-3111(内線124)  
 直通75-6204

## 広告枠

障害年金専門の社会保険労務士による

事前予約制



# 無料 障害年金相談会

…………… 社会保険労務士には専門家としての知恵があります ……………

①うつ病・精神・知的・発達障害・心の病気等

③視力・聴力の低下、その他、身体の機能・病状・精神の状態等で日常生活や労働で制限のある方  
 ※働いていても受給できる場合があります。

②がん・心臓病・糖尿病・脳梗塞・人工透析・人工関節・ペースメーカー・特定疾患等

④障害年金の審査請求・再審査請求でお悩みの方

手数料は完全成功報酬ですので受給できなかった場合にはかかりません。お気軽にご相談ください。

場所▶毎月第1※(変更あり)  
 上田市ふれあい福祉センター  
 ▶毎月第3※(変更あり)  
 坂城勤労者総合福祉センター  
 時間▶13時30分～16時30分  
 ▶土・日も相談可能(要予約)

お問合せは下記事務所まで

長野障害年金研究会  
 西澤社会保険労務士事務所 / ☎0268-21-7070  
 大井社会保険労務士事務所 / ☎0268-82-2188  
 芹澤社会保険労務士事務所 / ☎0268-75-8931  
 ※諸条件により、請求・受給できないことがあります。

# お知らせ

## 2月の税の納期

国民健康保険税(第8期)

介護保険料(第8期)

納期限は3月2日(月)

納期限までに最寄りの金融機関またはコンビニなどで納めてください。(介護保険料は、コンビニでは納付できません。)

口座振替は、3月2日(月)に指定口座から振替をしますので、振替日前日までに残高をご確認ください。

納付方法や口座の変更を希望される場合は、2月19日(水)までにご連絡ください。(ゆうちょ銀行は次の期からの振替になります。)

### ◎問い合わせ先

総務課収納推進係

☎82-3111(内線142)

直通75-6206

## 2020年国勢調査 調査員を募集します

町では、令和2年10月1日を基準日として全国一斉に実施される「2020年国勢調査」に従事していただける調査員を募集しています。国勢調査は、国の最

も基本的な重要な統計調査として5年ごとに実施されます。

調査は基準日の前後概ね1か月程度で、調査員の業務は、調査票の配布、聞き取り、回収、検査が主な内容です。

多数の調査員のご協力が必要な調査となりますので、ぜひご応募ください。

### ◎申込方法

町ホームページから応募用紙をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、左記までご提出ください。

**申込期限** 令和2年6月30日(火)

**報酬** 国の基準に基づき支給されます。

### ◎申込・問い合わせ先

企画政策課企画調整係

☎82-3111(内線224)

直通75-6211

## 保育士を募集します

町立保育園では、令和2年4月から勤務する非常勤職員(会計年度任用職員)を募集します。

### ◎応募資格

保育士の資格を有する方

**勤務内容** 町内保育園のクラス担任保育士、パート保育士

### ◎勤務時間

午前8時30分～午後5時(勤務時間についてはご相談ください。)

**給与** 条例の規定に基づき支給

## 募集期間

2月3日(月)～2月14日(金)

※応募方法など詳しくは左記までお問い合わせください。

### ◎申込・問い合わせ先

坂城保育園

☎82-2111

## 農地相談会のお知らせ

町農業委員会及び町農業支援センターでは、農地についての無料相談会を開催します。農地についての疑問、困っていることや農地を貸したい、借りたいなどの希望がありましたら、お気軽にご相談ください。

### ◎期日・場所

○2月10日(月)

文化センター相談室

○2月12日(水)

金井振興センター

○2月13日(木)

旧J.Aながの村上店

○2月14日(金)

役場第3会議室

**時間** 各会場 午前10時～正午

**相談員** 町農業委員・推進委員

### ◎問い合わせ先

農業委員会事務局

(商工農林課内)

☎82-3111(内線156)

直通75-6207

## 県営住宅 2月統一募集

### ◎受付期間

2月12日(水)～21日(金)

※15日(土)を除く

### ◎受付場所

長野県住宅供給公社3階

### ◎募集団地等

2月上旬ごろ、長野県住宅供給公社ホームページに掲載

### ◎問い合わせ先

長野県住宅供給公社県営住宅課

☎026-227-2322

## 千曲衛生施設組合 非常勤職員を募集します

### ◎募集人員

1名

### ◎職種

一般事務補助

**募集要件** 普通自動車免許を保有し、パソコン操作ができる方

**勤務場所** 千曲衛生施設組合

### ◎勤務期間

令和2年4月1日から1年間

**勤務日数** 20日以内/月

### ◎勤務時間

午前8時45分～午後5時15分

**賃金** 時給933円

**諸手当** 通勤手当、期末手当

**応募方法** 市販の履歴書に記入のうえ、2月21日(金)までに千曲衛生施設組合に持参または郵送(当日必着)してく

ださい。

**面接日** 2月下旬(詳細は応募者に連絡します。)

※詳しくは左記までお問い合わせください。

### ◎郵送・問い合わせ先

千曲衛生施設組合庶務課

(千曲市大字屋代3119番地)

☎026-272-0534

## 更埴地区老人大学 学生募集

各種の活動を通じて、高齢者としての教養を深め、お互いの仲間づくり、人間性豊かな生きがいのある生活を送るため、更埴地区老人大学を開校します。

**入学資格** 坂城町に居住する概ね60歳以上で学習意欲のある方

**会場** 千曲市戸倉創造館

**学習内容** 講義及び実践講座(書道・絵手紙・歌謡)、野外研修など

**授業料** 年額5000円

(別途教材費等必要)

**募集期間** 2月3日～28日

### ◎申込・問い合わせ先

更埴地区老人大学事務局

☎026-276-2687

福祉健康課福祉係

☎82-3111(内線132)

直通75-6205

# 申告期限は3月16日(月)まで 所得税・町県民税の申告はお早めに

令和元(平成31)年分の所得税の確定申告・令和2年度町県民税の申告の受付が始まります。

町県民税は、1月1日現在の住所地に前年中(平成31年1月から令和元年12月まで)の収入や控除など(保険料や扶養等)を申告いただき、この申告をもとに課税されます。この申告は、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの課税資料、所得証明書発行等の資料となります。

この申告を期限内に提出しないと、各種証明書の発行、税・保険料の軽減、医療費・介護サービス・年金等の支給や給付などに支障がでますので、**必ず3月16日(月)までに申告してください。**

## 申告相談のご案内

町では、町県民税の申告、確定申告書の作成などの相談を行いますので、ご利用ください。

①期間 2月17日(月)～3月16日(月) ※土・日を除く

②時間 午前9時～12時・午後1時～4時まで

受付時間は、午前8時30分～午後4時まで(午前の受付は午前11時まで)

③場所 坂城町役場 第1会議室 (役場1階)

### ④申告相談のときに用意していただくもの

- 1 町県民税申告書・印鑑・本人名義の口座番号が確認できるもの(通帳など)
- 2 令和元(平成31)年中の収入がわかる資料(世帯員で申告が必要な方の給与・公的年金等の源泉徴収票など)
- 3 営業等所得・農業所得・不動産所得のある方は、「収支内訳書」(事前に作成しておいてください)
- 4 生命保険、個人年金、地震保険(旧長期)、国民年金、社会保険料などの支払証明書など
- 5 医療費控除を受ける方は、「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」(事前に作成しておいてください)。ほかに「医療費通知書」「おむつ証明書」など
- 6 障害者控除を受ける方は、障害者手帳、障害者控除対象認定書など
- 7 個人番号(マイナンバー)確認及び記入のため、申告者及び控除対象配偶者、扶養親族、専従者の個人番号カード(マイナンバーカード)または通知カードなど
- 8 本人(代理人が申告する場合は代理人)確認のための、個人番号カード(マイナンバーカード)、運転免許証、公的医療保険の保険証など
- 9 代理人が申告する場合は、委任状(申告者の源泉徴収票、生命保険支払証明書等持参の場合は不要)
- 10 税務署からの「確定申告のお知らせ」ハガキ

※「収支内訳書」「医療費控除の明細書」「セルフメディケーション税制の明細書」は国税庁HP、町HPからダウンロードできます。

※申告の内容によっては、町の申告相談では相談できない場合があります。

譲渡所得(土地・建物・株式の売買)があった方、住宅借入金等特別税額控除を初めて受けられる方、青色申告の方、消費税の申告が必要な方は税務署で申告相談を受けてください。

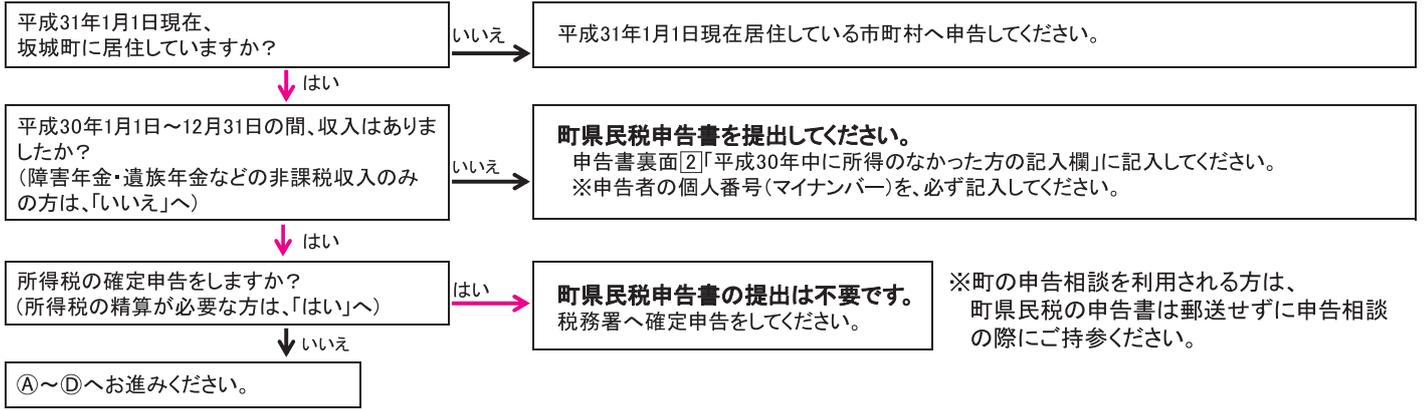
## 所得税の確定申告が必要な方

次の1～6に該当する方は所得税の確定申告が必要です。詳しくは上田税務署へお問い合わせください。

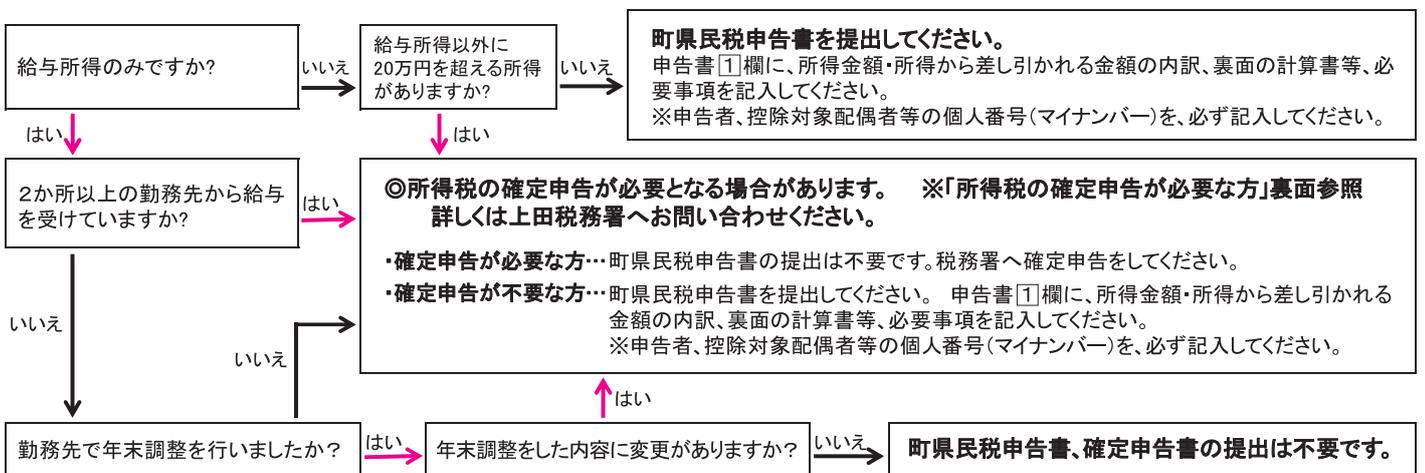
- 1 給与所得者で、給与の収入が2,000万円を超える方
- 2 給与所得者で、給与以外の所得金額が20万円を超える方
- 3 給与を2か所からもらっていて、年末調整をされなかった方
- 4 事業所得・不動産所得・土地や建物、株等の譲渡所得などの合計所得金額が各種控除額の合計金額を超える方
- 5 青色申告の方
- 6 医療費控除・住宅借入金等特別控除などで所得税の還付を受ける方

# 『町県民税申告・確定申告フローチャート』

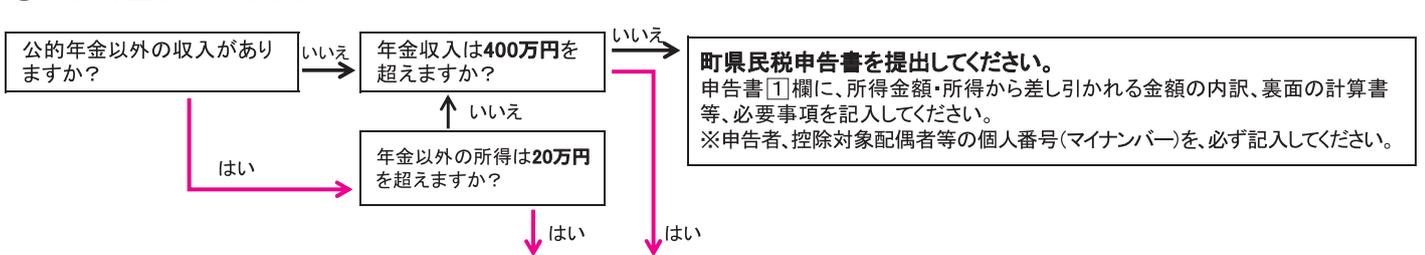
## 【スタート】



## ① 給与所得の方 ※パート・アルバイト・日雇を含む



## ② 公的年金収入のある方



## ③ 営業等・農業・不動産・雑・一時収入などがある方

## ④ 青色申告の方、株や土地・家屋の譲渡による収入がある方、損失の申告が必要な方など

はい → **◎所得税の確定申告が必要となる場合があります。** ※「所得税の確定申告が必要な方」裏面参照  
詳しくは上田税務署へお問い合わせください。

- 確定申告が必要な方…町県民税申告書の提出は不要です。税務署へ確定申告をしてください。
- 確定申告が不要な方…町県民税申告書を提出してください。申告書①欄に、所得金額・所得から差し引かれる金額の内訳、裏面の計算書等、必要事項を記入してください。  
※申告者、控除対象配偶者等の個人番号(マイナンバー)を、必ず記入してください。

(注)上記に該当しない場合もありますので、あくまでも目安としてお使いください。

### ●申告書が届かなかった方

昨年3月15日までに所得税の確定申告をした方、町県民税を事業所から特別徴収(天引き)されている方で、町県民税の申告が必要な方には、申告書をお送りしますので総務課税務係までご連絡ください。

◇町県民税に関するお問い合わせ  
坂城町役場 1階総務課税務係  
電話 82-3111(内線143、144)  
75-6206【直通】

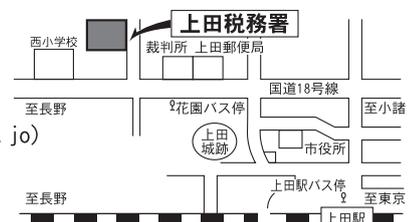
### ◇所得税や確定申告に関するお問い合わせ

上田税務署 〒386-8720 上田市中央西2丁目6番2号  
電話 22-1234(代表)

国税庁のホームページで  
所得税の確定申告書が作成  
できます。

(所得税の確定申告書等作成  
コーナー-<http://www.nta.go.jp>)

自宅からインターネット  
で申告できるe-Taxもご利  
用ください。



# 令和2年度町県民税申告の手引き

町県民税申告書は2月上旬にご自宅へ郵送します。右記『町県民税申告・確定申告フローチャート』でどんな申告が必要か確認いただき、「町県民税申告書を提出してください」に該当した方は、申告書の提出をお願いします。申告書が送付されていない場合は、税務係にご連絡いただくか町HPからダウンロードしてご利用ください。

※令和元（平成31）年中の全ての収入や控除等について、勤務先での年末調整や税務署への確定申告により確定している方は、町県民税申告書の提出は必要ありません。

## 【町県民税申告書の送付について】

町県民税申告が必要と思われる方のみ申告書を送付しています（昨年、所得税の確定申告をした方、町県民税を勤務先等で特別徴収（天引き）されている方以外）。

申告書が届いていなくても、申告が必要な場合がありますので、ご確認くださいませようお願いします。

## 申告の手順

- 1 申告者の住所、氏名、個人番号（マイナンバー）、電話番号等を記入し、印欄に押印をしてください。
- 2 現住所欄は1月1日以降、転居などにより住所が変更となった方のみ記入してください。
- 3 収入の状況により、**1**及び裏面（1）～（8）の該当する欄を、前年中収入がなかった方は（非課税所得のみの方を含む）は、裏面**2**を記入してください。
- 4 申告に必要な添付書類（町県民税申告書裏面記載）を添えて提出してください。

## 申告書の提出

令和2年3月16日（月）までに役場1階 総務課税務係へ提出してください。

※郵送可 同封の返信用封筒（切手不要）をご利用ください。

## 申告書の記入について

**所得金額** （平成31年1月1日から令和元年12月31日までのもの）

所得金額の計算方法 = 収入金額 - 必要経費 - 専従者控除額

収入金額 = 前年中に収入の確定した金額

必要経費 = その収入を得るために支出した費用

営業等・農業所得	・「営業等」と「農業」を分けて記入してください。 ・裏面の「(1) 事業または不動産所得の内訳（収支内訳計算書）」で収支計算をし、表面 <b>1</b> ④、⑤、⑥欄に転記してください。								
不動産所得	・家賃、地代、看板設置権利金などの収入です。 ・裏面の「(1) 事業または不動産所得の内訳（収支内訳計算書）」で収支計算をし、表面 <b>1</b> ④、⑤、⑥欄に転記してください。								
配当所得	・株式等の配当です。 ・配当金通知書等を添付し、所得金額を転記してください。								
給与所得	・源泉徴収票を添付してください。 ・源泉徴収票がない方は、裏面の「(2) 給与所得計算書」欄に記入してください。								
雑所得	・「公的年金等」欄に年金・恩給の収入金額を記入してください。 「源泉徴収票」のある方は必ず添付してください。所得の計算は次のとおりです。（65歳以上の方は、S30.1.1以前生まれの方です。）								
	年齢	公的年金等の収入金額	割合	控除額	年齢	公的年金等の収入金額	割合	控除額	※公的年金等所得等計算方法 公的年金等所得 = 年金収入金額 × 割合 - 控除額 (*) (*) 年齢等により控除額が異なります
	65	330万円未満	100%	120万円	65	130万円未満	100%	70万円	
	歳	410万円未満	75%	37.5万円	歳	410万円未満	75%	37.5万円	
	以	770万円未満	85%	78.5万円	未	770万円未満	85%	78.5万円	
上	770万円以上	95%	155.5万円	満	770万円以上	95%	155.5万円		
・「その他」欄には原稿料、謝礼金、シルバー人材センター配分金、生命保険契約等に基づく年金などを記入してください。									
総合譲渡・一時所得	・土地建物以外（ゴルフ会員権・機械など）の資産の譲渡による所得について記入してください。 ・一時所得の欄には生命保険契約に基づく一時金、損害保険契約等に基づく満期返戻金などについて記入してください。								
分離課税	・公共収用で、特別控除額以内の譲渡所得は、所得税や町県民税の所得割は課税されませんが、所得になりますので買取（収用）証明書を添付し申告してください。								

## 専従者控除

申告者と生計を一にする親族で事業に6か月以上従事した方が対象です。

控除額は、「一人当たり50万円（配偶者専従者86万円）」か「(事業所得+不動産所得+山林所得) ÷ (専従者数+1)」の少ない方の金額です。

## 所得から差し引かれる金額の内訳

前年中に申告者本人及び生計を一にする親族のために支出した金額が対象です。

<b>雑損控除</b>	災害・盗難などにより損害を受けた場合、以下のいずれか多い金額が控除できます。 1. (災害、盗難等による損失額－保険金等により補てんされる金額)－(総所得金額等の合計額)×10% 2. 災害関連支出の金額－5万円 ※証明書等を必ず添付してください。																								
<b>医療費控除</b>	控除額は、「支払った医療費－保険金等の補てん額－総所得金額等の合計額×5%と10万円のいずれか少ない金額」です。 ※「医療費控除の明細書」を必ず添付してください。																								
<b>医療費控除(セルフメディケーション税制)</b>	予防接種や健康診断など一定の取組を行う方が、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合、支払額の一部分が控除されます。 控除額は、「特定一般用医薬品等購入費－保険金等の補てん額－12,000円」(限度額88,000円)です。 ※「セルフメディケーション税制の明細書」「一定の取組を行ったことを明らかにする書類」を必ず添付してください。 ※セルフメディケーション税制の適用を選択すると、従来の医療費控除を受けることはできません。																								
<b>社会保険料控除</b>	健康保険料、介護保険料、国民年金保険料などを支払った金額です。 ※国民年金保険料等については支払証明書(領収書)を必ず添付してください。																								
<b>小規模企業共済等掛金控除</b>	小規模企業共済制度に基づく掛金(旧第2種共済契約を除く)、企業型年金加入者掛金、個人型年金加入者掛金(iDeCo)、心身障害者扶養共済の掛金などを支払った金額です。 ※支払証明書等を必ず添付してください。																								
<b>生命保険料控除</b>	生命保険契約の支払保険料や個人年金保険契約の支払掛金がある場合、支払額の一部分が控除されます。 記入する支払保険料は、「支払った保険料－配当を受けた金額」です。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">旧制度 (H23.12.31以前締結分)</th> <th colspan="2">新制度 (H24.1.1以後締結分)</th> </tr> <tr> <th>支払保険料</th> <th>生命保険料控除額</th> <th>支払保険料</th> <th>生命保険料控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>支払保険料の全額</td> <td>12,000円以下</td> <td>支払保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>15,001～40,000円以下</td> <td>支払保険料×1/2 +7,500円</td> <td>12,001～32,000円以下</td> <td>支払保険料×1/2 +6,000円</td> </tr> <tr> <td>40,001～70,000円以下</td> <td>支払保険料×1/4 +17,500円</td> <td>32,001～56,000円以下</td> <td>支払保険料×1/4 +14,000円</td> </tr> <tr> <td>70,001円以上</td> <td>一律35,000円</td> <td>56,001円以上</td> <td>一律28,000円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新契約と旧契約の両方ある場合は、それぞれの控除額の合計額(上限28,000円)となります。ただし、旧契約のみで計算した方が有利な場合は旧契約の適用限度額が適用されます。</li> <li>・生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料について、上記の算式で計算した額をそれぞれの控除額とし合計します。(控除限度額は70,000円)</li> </ul> ※支払証明書を必ず添付してください。	旧制度 (H23.12.31以前締結分)		新制度 (H24.1.1以後締結分)		支払保険料	生命保険料控除額	支払保険料	生命保険料控除額	15,000円以下	支払保険料の全額	12,000円以下	支払保険料の全額	15,001～40,000円以下	支払保険料×1/2 +7,500円	12,001～32,000円以下	支払保険料×1/2 +6,000円	40,001～70,000円以下	支払保険料×1/4 +17,500円	32,001～56,000円以下	支払保険料×1/4 +14,000円	70,001円以上	一律35,000円	56,001円以上	一律28,000円
旧制度 (H23.12.31以前締結分)		新制度 (H24.1.1以後締結分)																							
支払保険料	生命保険料控除額	支払保険料	生命保険料控除額																						
15,000円以下	支払保険料の全額	12,000円以下	支払保険料の全額																						
15,001～40,000円以下	支払保険料×1/2 +7,500円	12,001～32,000円以下	支払保険料×1/2 +6,000円																						
40,001～70,000円以下	支払保険料×1/4 +17,500円	32,001～56,000円以下	支払保険料×1/4 +14,000円																						
70,001円以上	一律35,000円	56,001円以上	一律28,000円																						
<b>地震保険料控除</b>	地震保険料や旧長期損害保険料(平成18年12月31日までに締結したもの)がある場合、支払額の一部分が控除されます。 記入する保険料支払額は、「支払った保険料－配当を受けた金額」です。 ・地震保険料の控除額は、保険料支払額の1/2(限度額25,000円) ・旧長期損害保険料の控除額は、保険料のうち5,000円までの部分の全額+5,000円を超える部分の金額の1/2(限度額10,000円) 控除限度額は地震保険料と長期損害保険料合わせて25,000円です。 ※支払証明書を必ず添付してください。																								
<b>寄附金税額控除</b>	・都道府県、市区町村、長野県共同募金会、日赤長野県本部、長野県内に事務所などがある公益法人など(条例指定分)に対して2,000円を超える寄付を行った場合控除されます。 ※領収書・支払証明書を必ず添付してください。																								

## 扶養控除等の内訳

<b>配偶者控除</b>	令和元年12月31日現在(年の途中で死亡した場合はその日現在)で、あなたと生計を一にする配偶者や親族で合計所得金額が38万円以下の方を扶養している場合は、下記の金額が控除されます。 ※事業専従者や他の方の扶養となっている方は、この控除を適用することはできません。																							
	配偶者控除 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所得者の合計所得金額</th> <th colspan="2">控除額</th> </tr> <tr> <th>控除対象配偶者</th> <th>老人控除対象配偶者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>900万円以下</td> <td>33万円</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td>900万円超950万円以下</td> <td>22万円</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>950万円超1000万円以下</td> <td>11万円</td> <td>13万円</td> </tr> </tbody> </table> ※合計所得金額が、1,000万円を超える所得者については、配偶者控除の適用はありません。	所得者の合計所得金額	控除額		控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	900万円以下	33万円	38万円	900万円超950万円以下	22万円	26万円	950万円超1000万円以下	11万円	13万円									
所得者の合計所得金額	控除額																							
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者																						
900万円以下	33万円	38万円																						
900万円超950万円以下	22万円	26万円																						
950万円超1000万円以下	11万円	13万円																						
<b>扶養控除</b>	扶養控除 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>該当者</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>老人</td> <td>70歳以上の方</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td>同居老親等</td> <td>同居している70歳以上の直系尊属</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>特定</td> <td>19歳以上23歳未満の方</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>16歳以上で老人・特定扶養に該当しない方</td> <td>33万円</td> </tr> <tr> <td>年少<sup>(注1)</sup></td> <td>16歳未満の方</td> <td>控除額なし</td> </tr> </tbody> </table> (注1) 16歳未満の年少扶養親族については、非課税限度額の算定に必要ですので、該当する扶養親族がある場合には必ず記入ください。	区分	該当者	控除額	老人	70歳以上の方	38万円	同居老親等	同居している70歳以上の直系尊属	45万円	特定	19歳以上23歳未満の方	45万円	その他	16歳以上で老人・特定扶養に該当しない方	33万円	年少 <sup>(注1)</sup>	16歳未満の方	控除額なし					
区分	該当者	控除額																						
老人	70歳以上の方	38万円																						
同居老親等	同居している70歳以上の直系尊属	45万円																						
特定	19歳以上23歳未満の方	45万円																						
その他	16歳以上で老人・特定扶養に該当しない方	33万円																						
年少 <sup>(注1)</sup>	16歳未満の方	控除額なし																						
<b>配偶者特別控除</b>	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が38万円を超え123万円以下の場合、所得者の所得金額、配偶者の所得金額に応じて控除されます。 ※事業専従者や他の方の扶養となっている方は、この控除を適用することはできません。																							
<b>障害者控除</b>	あなたの配偶者控除・扶養控除・16歳未満の扶養親族 <sup>(注2)</sup> の対象となっている方が障害者(障害者手帳等の交付を受けている方、または障害者に準ずる証明書をお持ちの方)の場合は、下記の金額が控除されます。 (注2) 16歳未満の扶養親族であっても、この控除は適用されます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通障害者</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>特別障害者 ※身体障害者手帳1・2級・精神障害者保健福祉手帳1級・療育手帳Aなどの認定を受けている方</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>同居特別障害者</td> <td>53万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	控除額	普通障害者	26万円	特別障害者 ※身体障害者手帳1・2級・精神障害者保健福祉手帳1級・療育手帳Aなどの認定を受けている方	30万円	同居特別障害者	53万円															
区分	控除額																							
普通障害者	26万円																							
特別障害者 ※身体障害者手帳1・2級・精神障害者保健福祉手帳1級・療育手帳Aなどの認定を受けている方	30万円																							
同居特別障害者	53万円																							
<b>本人該当欄</b>	申告される方が、下記の控除区分に該当する場合。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>控除区分</th> <th>内容</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">寡婦</td> <td>夫と死別または離婚し、その後再婚をしていない方で扶養親族、生計を一にする子(所得金額が38万円以下)がある方、ただし、死別の場合は本人の合計所得金額が500万円以下であれば扶養親族がいなくても該当</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>特別寡婦 寡婦に該当する方のうち、扶養する子を有し、かつ合計所得金額が500万円以下の方</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>寡夫</td> <td>妻と死別または離婚し、その後再婚をしていない方で、扶養する子を有し、かつ合計所得金額が500万円以下の方</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">障害者</td> <td rowspan="2">障害者手帳等の交付を受けている方、または障害者に準ずる証明書をお持ちの方</td> <td>普通</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>特別</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>勤労学生</td> <td>各種学校等の学生で、合計所得金額が65万円以下で、かつ、そのうち給与所得以外の所得が10万円以下の方 ※在学証明書を添付してください。</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>基礎控除</td> <td>すべての方が受けられる控除</td> <td>33万円</td> </tr> </tbody> </table>	控除区分	内容	控除額	寡婦	夫と死別または離婚し、その後再婚をしていない方で扶養親族、生計を一にする子(所得金額が38万円以下)がある方、ただし、死別の場合は本人の合計所得金額が500万円以下であれば扶養親族がいなくても該当	26万円	特別寡婦 寡婦に該当する方のうち、扶養する子を有し、かつ合計所得金額が500万円以下の方	30万円	寡夫	妻と死別または離婚し、その後再婚をしていない方で、扶養する子を有し、かつ合計所得金額が500万円以下の方	26万円	障害者	障害者手帳等の交付を受けている方、または障害者に準ずる証明書をお持ちの方	普通	26万円	特別	30万円	勤労学生	各種学校等の学生で、合計所得金額が65万円以下で、かつ、そのうち給与所得以外の所得が10万円以下の方 ※在学証明書を添付してください。	26万円	基礎控除	すべての方が受けられる控除	33万円
控除区分	内容	控除額																						
寡婦	夫と死別または離婚し、その後再婚をしていない方で扶養親族、生計を一にする子(所得金額が38万円以下)がある方、ただし、死別の場合は本人の合計所得金額が500万円以下であれば扶養親族がいなくても該当	26万円																						
	特別寡婦 寡婦に該当する方のうち、扶養する子を有し、かつ合計所得金額が500万円以下の方	30万円																						
寡夫	妻と死別または離婚し、その後再婚をしていない方で、扶養する子を有し、かつ合計所得金額が500万円以下の方	26万円																						
障害者	障害者手帳等の交付を受けている方、または障害者に準ずる証明書をお持ちの方	普通	26万円																					
		特別	30万円																					
勤労学生	各種学校等の学生で、合計所得金額が65万円以下で、かつ、そのうち給与所得以外の所得が10万円以下の方 ※在学証明書を添付してください。	26万円																						
基礎控除	すべての方が受けられる控除	33万円																						

◎ 上記は町県民税の控除額のため、所得税の控除額とは異なります。

### 主な改正点

令和元年10月1日から令和2年12月31日までに居住開始した住宅借入金等特別控除の期間が、13年間に延長されました。

### 長野県シニア大学 「一般コース」学生募集

**入学資格** 県内在住で概ね50歳以上の方  
**学習内容** 教養・実技・社会活動講座など  
**授業料** 年額12000円  
(別途教材費等必要)

**募集期間** 2月3日～3月16日

◎**申込問い合わせ先**

- ・長野県シニア大学本部  
☎026-226-3741
- ・福祉健康課福祉係  
☎82-3111(内線132)  
直通75-6205

### 女性のための相談会

町女性専門相談員による女性の悩みや困りごとについての相談会を開設します。パートナーや職場での人間関係、仕事と家庭の両立・子育てなどの相談に応じます。相談は無料で秘密は堅く守られますので、お気軽にご相談ください。

**日時** 2月13日(木)

午後1時30分～3時30分

**場所** 隣保館

◎**問い合わせ先**

- 企画政策課人権・男女共生係  
(隣保館内)  
☎82-6603

### 長野労働局からのお知らせ

「働き方改革関連法」によるパートタイム・有期雇用労働法が、令和2年4月(中小企業は令和3年4月)に施行されます。同じ企業で働く通常の労働者とパートタイム労働者・有期雇用労働者との間で、あらゆる待遇について不合理な差を設けることが禁止されます。

※詳しくは、左記までお問い合わせください。

◎**問い合わせ先**

- 長野労働局雇用環境・均等室  
☎026-227-0125

### 特定(産業別)最低賃金 改正のお知らせ

昨年10月に実施された長野県地域最低賃金の改正に続いて、長野県内の特定の産業で働く労働者に適用される「特定(産業別)最低賃金」についても改正が行われました。

具体的な賃金額などについては、長野労働局ホームページをご覧ください。左記までお問い合わせください。

◎**問い合わせ先**

- 長野労働基準監督署  
☎026-223-6310

## 催し

### 子ども茶の湯教室 参加者募集!

町公民館では、小中学生を対象に子ども茶の湯教室を開催します。茶の湯を通して「作法」「礼」など伝統的な日本文化を学びましょう。

**日時** 3月7日(土)

午前10時～正午

**会場** 文化の館(中之条)

**受講料** 100円

※当日お持ちください

◎**申込問い合わせ先**

- 坂城町公民館(文化センター内)  
☎82-2069

### 第37回坂城町 囲碁大会・将棋大会

町公民館と町文化協会囲碁クラブ、将棋連盟の共催による囲碁大会及び将棋大会を開催します。

**【囲碁大会】**

**日時** 3月15日(日)

受付：午前8時30分  
開会式：午前8時45分

対局開始：午前9時

**場所** 文化センター中会議室

- 参加費** 1000円
- 申込** 当日会場で受付

### 【将棋大会】

**日時** 3月22日(日)

受付：午前9時

開会式：午前9時50分

対局開始：午前10時

**場所** 文化センター大会議室

**参加費** 2000円

※高校生以下1000円

**申込** 当日会場受付

◎**問い合わせ先**

- 坂城町公民館(文化センター内)  
☎82-2069

## 講座・教室

### 猫の飼い方教室

人と猫とのよりよい関係を推進するために、飼い主に対する猫の適正飼養の普及啓発を目的とした講習会を開催します。

**日時** 2月22日(土)

午後1時30分～3時30分

(午後1時から受付開始)

**場所** 須坂市消防本部

須坂市消防署3階大会議室  
(須坂市大字小山1306番地)

**講習内容**

- ・猫の飼い方について
- ・地域猫活動について

**講師** 長野県動物愛護センター

「ハローアニマル」職員

- 参加方法** 受講は無料で、事前の申込みは不要です。

### 価格交渉サポートセミナー

親事業者(発注者)との価格交渉がうまくいかず悩んでいませんか? 一方的な要求を受けて困っていませんか?

本セミナーは違反事例となる取引行為や取引改善のための価格交渉のノウハウを専門家がわかりやすく解説します。価格競争力をつけたいと思っっている下請け事業者の皆さんのご参加をお待ちしています。

**日時** 2月21日(金)

基礎編：午後1時30分～3時  
実践編：午後3時15分～4時45分

**場所** 坂城テクノセンター

**定員** 40名(定員に達し次第締切)

**講師** 中小企業診断士

**参加費** 無料

**主催** 中小企業庁

セミナー事務局 (株)パソナ

◎**申込問い合わせ先**

- 価格交渉サポートセミナー事務局(株)パソナ内  
☎03-6262-6470



# 学校だより

坂城小学校  
「なかよし週間」の取組み



坂城小学校では、11月に「なかよし週間」を設け、日々の行動を振り返りながら仲間思いをよせ、優しい気持ちで行動できるようにさまざまな取組みを行いました。

## ①なかよし清掃

5・6年生が1・2年生の掃除分担当場所へ行き、一緒にひざをつき合わせて掃除をしました。1・2年生も一緒に掃除ができて嬉しそうでした。また、アドバイスする5・6年生も笑顔いっぱいでした。低学年児童との会話の中で、高学年児童は頼りにされている自分を実感し、集団生活の中で存在意義を認識することで、自信を高めていきました。

## ②なかよしのことば、なかよし標語

差別を許さない気持ちや友だちを大切にすることを許さない気持ちや意識したりするために全校児童が作成し、廊下に掲示しました。

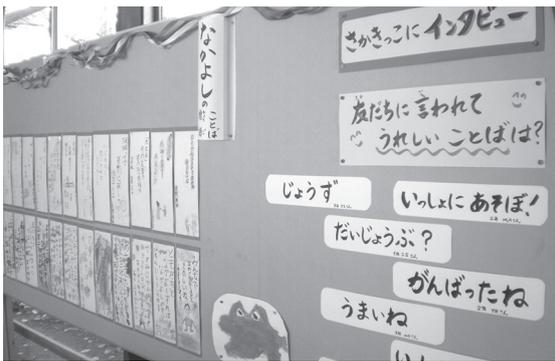
### ☆児童の作品

○「みんなで走りきったマラソン大会。一人ではゴールできなかつたな」

○『大丈夫』その言葉で君の心に光差す」

また、日頃より2・3時間目の授業の間に「坂城っ子タイム」を設定し、姉妹学年との交流を深めています。低学年の友だちが楽しんでくれるよう高学年が遊びを考え、取組んでいます。「今日は6年生と一緒に遊ぶんだっ！」と嬉しそうに登校してくる1年生たちです。

「なかよし」の取組みを大切に、「明日を楽しみに来る学校」を作っています。



# 食育だより



食育・学校給食センター  
082-22559

## 学校給食とは

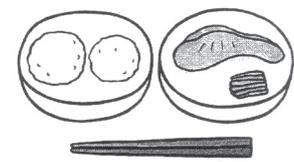
学校給食は、栄養のバランスのとれた食事によって子どもたちの成長を支え、食べて味わう「生きた教材」として、



- 望ましい食事のとり方の手本となる
  - 思いやりや社会性を身につける
  - 自然の恵みや勤労に感謝する
- などの役割があります。そして、食べることを通して社会の仕組みを学んでいきます。

## 学校給食の歴史

日本で最初の学校給食は、明治22年、現在の山形県鶴岡市にあった私立忠愛小学校でお弁当を持ってこられない子どもたちに無償で提供された昼食といわれています。戦前は主に福祉の観点から給食が各地で行われました。戦争中の中断を経て、戦後、世界からの温かい支援で再出発した日本の給食は、教育活動の一つとして位置づけられたとても画期的なものでした。



平成17年の食育基本法成立後は、地場産物の活用や伝統的な郷土料理、季節ごとの行事食なども取り入れながら、栄養面だけでなく、食べることを通して社会を学び、また思いやりや感謝する心を育てていくなど、子どもたちの心も豊かにしていくような給食が目指されています。

# ★ 子育て支援センターだより ★

— 子育て支援センター ☎ 82-2291 —

## ～節分に大豆をたべるわけ～

豆は「魔滅(まめ)」に通じ、豆まきには邪気を払い、無病息災を祈る意味があります。もともとは、中国で、疫病や災害などをもたらす悪い鬼を追い払う「追儺(ついな)の儀式」として行われていたことが始まりといわれています。

豆まきが終わって食べる豆を「年とり豆」といい、自分の年齢に1個加えた数を食べ、その年の無病息災を願います。

また、火で煎り、邪気を払った豆は「福豆」と呼ばれ、福を年の数だけ体に取り入れることで《次の年も健康で幸せに過ごせますように》との願いが込められています。



## 2月の行事予定 〈時間正確にお集まりください〉

日程	内容	時間
3日(月)	わくわくタイム ～今日は節分～	午前10時
4日(火)	図書交換(前日までに返却ください)	午前9時30分
6日(木)	おはなしでてこい	午前10時
8日(土)	開館日 ハッピーベビー教室	午前中
13日(木)	ママのためのヨガ教室	午前10時
18日(火)	おひなさま制作	午前10時
19日(水)	ボランティア懇話会	午後1時
22日(土)	開館日	午前中
28日(金)	身体測定と食育相談	午前10時

※内容の詳細は、未就園児がいるご家庭に毎月配布している「すくすくひろば」を参考にしてください。ご不明な点は、支援センターまでお問い合わせください。

## 今月の相談日

家庭児童相談員	支 援 センター	火・水・木曜日 午前9時～午後5時(分室訪問時間を除く)
	分室訪問	南条保育園 4日(火)、18日(火)
		坂城保育園 5日(水)、19日(水)
		村上保育園 6日(木)、20日(木)

午前9時～午後1時

○保育園分室では、育児・子育てのご相談をお受けします。  
また、保育園栄養士の食育相談(離乳食、幼児食、食べ方についてなど)も行っています。  
○どちらも気軽に相談ができますので、希望する方は、支援センターまたは各保育園へお申込みください。

## あそびに来る方へ

### 開館日・時間

- ◇平日 午前9時～正午・午後2時～4時30分
- ◇第2・4土曜日 午前9時～正午

## 抱っことおんぶ

乳児の心の育ちに関して何よりも重要な課題は「人との基本的な信頼関係を形成すること」です。人との安定した信頼関係を築くのに最も有効な手立てがスキンシップ、すなわち身体的接触によるコミュニケーションで、抱っことおんぶはその代表的な行為です。ぐずっている子どもをなだめたり、不安や恐れからストレスを抱えてしまった子どもの気持ちを和らげたりするのに欠かせないものです。



抱っこは身体を抱えるだけでなく、赤ちゃんの心を包み込んであげられることを忘れないでください。

やがて子どもの生活環境が社会へと広がっていくと「おんぶ型」の関係が必要になります。おんぶは、大人と子どもが同じものを見つめることです。大人の背中で、同じものを見て、同じ行動をしながら生活に必要な色々な出来ごとや社会との接し方を学んでいくのでしょ。おんぶ型の関わりは、やがて大人と手をつないで歩く、同じものを見つめ合える人ならば共に手を取り合って生きる、いわゆる人との連携を育む関係が広がっていくのではないでしょ。か。

「心の育ちと保育」著：今井和子 より引用

## 2月の子育てグループの予定

### ノンタン(木曜日)

20日：自由遊び  
リーダー：荒井 文さん

### いっぱい遊ぼうグリとグラ(月曜日)

17日：新聞びりびり遊び  
リーダー：富田 佐奈さん

### はらぺこあおむし(金曜日)

14日：自由遊び  
リーダー：笠井 菜さん

### センターへの持ち物

水分補給のお茶、おむつ、おしりふき、お手ふき、ティッシュ、着替え、ごみ袋、お弁当(希望者)

## 当番医（医科・歯科）



2月

2日(日)	とぐらクリニック	【千曲市戸倉】 ☎(026)275-0405
	児玉医院	【千曲市寂時】 ☎(026)272-4300
	中沢内科医院	【千曲市稲荷山】 ☎(026)272-1013
	こみやま歯科医院	【千曲市力石】 ☎81-7011
9日(日)	村上堂大井クリニック	【網掛】 ☎81-3131
	千曲中央病院	【千曲市杭瀬下】 ☎(026)273-1212
	しおいり歯科医院	【千曲市雨宮】 ☎(026)273-8080
11日(火)	中島産婦人科小児科	【千曲市上山田温泉】 ☎(026)275-0111
	とも泌尿器科クリニック	【千曲市磯部】 ☎(026)261-5815
	鴉沢内科クリニック	【千曲市屋代】 ☎(026)272-3713
	関歯科医院	【千曲市粟佐】 ☎(026)285-0418
16日(日)	とよき内科	【千曲市磯部】 ☎(026)276-0413
	長野寿光会上山田病院	【千曲市上山田温泉】 ☎(026)275-1581
	あんずの里クリニック	【千曲市森】 ☎(026)272-1005
	長野寿光会上山田病院歯科室	【千曲市上山田温泉】 ☎(026)276-0300
23日(日)	いろかわ医院	【立町】 ☎82-2143
	やまざき医院	【千曲市上徳間】 ☎(026)276-2700
	安川整形外科クリニック	【千曲市屋代】 ☎(026)273-6611
	あんず歯科クリニック	【千曲市須坂】 ☎(026)214-6654
24日(月)	武市医院	【中之条】 ☎82-2606
	千曲中央病院	【千曲市杭瀬下】 ☎(026)273-1212
	千曲中央病院 歯科	【千曲市杭瀬下】 ☎(026)273-2130

診療時間 医科：午前9時～午後5時 歯科：午前9時～正午

\*都合により変更になる場合がありますので、当番医を利用される場合は、電話・新聞などでご確認ください。

## 乳幼児健診

実施場所：保健センター  
☎82-3111(内線511、512) 直通75-6230



健診	対象児	受付日時
4か月児健康診査	令和元年10月生	28日(金)午後1時
7か月児健康相談	令和元年7月生	18日(火)午前9時
10か月児健康相談	平成31年4月生	19日(水)午前9時
1歳児健康相談	平成30年12月生～平成31年1月生	6日(木)午前9時
1歳6か月児健康診査	平成30年6月生～7月生	21日(金)午後1時

広告枠

## 粗大ごみの回収



2日(日)、16日(日) 午前8時30分～10時  
日精樹脂工業(株)様 駐車場

対象品目

- ①粗大ごみ、家電6品目(有料)
- ②資源物のサンデーリサイクル  
(びん・缶・ペットボトル・プラスチック容器包装・紙類等)
- ③小型家電の無料回収

12月分の家庭系可燃ごみの前年比 (家庭から収集所へ出される量と直接葛尾組合に出される量の合計)

■平成30年12月分 218.22 t  
■令和元年12月分 230.60 t **+12.38 t**

ごみを減らしましょう!

## いろいろな相談



心配ごと  
法律相談

10日(月)、20日(木)  
午前9時30分～正午  
役場第4・5会議室(3階)

10日は弁護士、20日は司法書士による法律相談です。相談をご希望の場合は、相談日の3日前までに社会福祉協議会【☎82-2551】へ予約してください。

行政相談

17日(月) 午前9時～正午  
役場第5会議室(3階)

年金相談

19日(水) 午前9時～午後4時  
役場第3会議室(3階)

相談をご希望の場合は、10日(月)までに住民環境課 住民係【☎82-3111(内線122)直通75-6204】へお申込みください。

障がい者(児)  
相談

5日・12日・19日・26日(すべて水曜日)  
午後1時30分～4時  
役場第5会議室(3階)

社協  
結婚相談

1日(土)  
午前9時～正午  
老人福祉センター夢の湯



あなたは今車に乗るだけ!

**スーパー乗るだけセット**



**環境車検**



**柳沢モータース**  
YANAGISAWA MOTORS

月々8,640円から 頭金0円 車検も税金も新車に乗れます! でもOK! 全てコミコミ!

エンジンを新車の状態に近づけます。お待ち頂いている間に検査員が点検見積りして分かりやすくご説明いたします

坂城町上五明1798-1  
☎0268-82-7043  
弊社HPはこちらからどうぞ



# 図書館へ行こう

町立図書館 ☎82-3371 開館時間：午前10時～午後6時

## 2月の催し物

- ☆おはなし会 午前10時30分～  
8日(土)、12日(水) 2階・集会室
- ☆点字・点訳講座 午後2時～ 2階・集会室  
4日(火)、18日(火) 講師：山口静枝さん
- ☆手づくりの紙芝居  
15日(土) 午前10時30分～ 1階・畳コーナー  
紙芝居屋・おはなし屋の「のぼんて」さんが来ておはなしをします。
- ☆英語のおはなし会  
22日(土) 午前10時30分～ 2階・集会室  
「Booktime」の皆さんによる英語の絵本の読み聞かせをします。

## おすすめの本

### 映画すみっコぐらし

### とびだす絵本とひみつのコ マグネットブック (デザイン：サンエックス/主婦と生活社)



映画にもなって話題の「すみっコぐらし」の絵本の世界に、いろんな服を着たすみっコたちのマグネットを貼って楽しむ絵本です。貸出しはできませんが、館内で遊べます。

図書館では、他にも絵が飛び出す仕掛けの絵本をたくさん揃えています。

## 2月の休館日

が休館

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29

## 訂正とおわび

広報さかき令和2年1月号(No.514)11ページ、千曲坂城消防組合非常勤職員募集欄に誤りがありました。次のように訂正しておわび申し上げます。

【誤】③報酬 933円 → 【正】③報酬 時給 933円

# 防災行政無線(同報系)のお知らせ

## 戸別受信機の配布・取り扱いについて

- 町では、全戸・全事業所を対象に無償貸与により戸別受信機の配布を行っています。防災行政無線(同報系)では屋外スピーカーと戸別受信機のほか、様々な通信手段と連携することにより防災・行政情報を発信しますが、大規模な災害が起きた際には、携帯電話やインターネットをはじめ、あらゆる通信手段が使用できなくなる可能性があります。防災行政無線(同報系)では、町専用の電波帯域を利用しているため、避難情報などを確実に配信でき、町民の皆さんの生命を守る手段として大変有効でありますので、戸別受信機の設置を推奨しています。**戸別受信機を設置されていないご家庭や事業所で設置を希望される場合は、下記問い合わせ先までご連絡ください。**
- 電波受信状態などの影響により、戸別受信機から**放送が流れない・流れなくなった・音が途切れる・雑音が入る**などの状況になった場合は、**アンテナを伸ばす・アンテナの位置や受信機本体の場所を変えてみる**など、受信ができるようまずご自身でお試ください。なお、電波の受信状態に影響を与える例としては、受信機付近でLED照明や家電製品を使用している場合があります。戸別受信機の設置場所を変更したい場合についても、受信機の場所を移動させ、受信できるかどうか確認をお願いします。
- ※ご自身で試しても受信ができない場合は、町から業者を手配し、電波の受信状況を確認しますので、下記問い合わせ先までご連絡ください。
- ※受信機に付属のアンテナで受信できない場合、屋外へのアンテナ設置工事をご提案する場合があります。
- 戸別受信機には乾電池が内蔵されていますが、乾電池は停電などの非常時に使用できるよう、**普段は付属のACアダプタでコンセントから電源を取ってください。**また、乾電池は残量があっても、長期間使用すると液漏れする場合がありますので、**1年毎の交換を推奨**します。(乾電池・電気代などの維持管理に係る費用は自己負担となります。)

## 定時放送の時間

朝：午前7時 昼：午後0時30分 夜：午後8時

## 定時時報の時間

昼：正午 帰宅：午後4時30分(2月)

※上記のほか、放送を行うことがあります。

※放送内容を「聞き逃した」「もう一度聞きたい」場合は、自動応答電話サービス☎82-1070で確認できます。

◎問い合わせ先 企画政策課まち創生推進室  
☎82-3111(内線223) 直通75-6211

## まちのうごき

世帯数：6,221世帯(-5)  
人口：14,928人(-22)  
令和2年1月1日現在  
※( )は前月比  
男：7,391人(-11)  
女：7,537人(-11)

## まちの交通事故

件数：2件  
累計：47件(-6)  
死者：0人  
令和元年12月中  
累計：0人(-1)  
※累計は平成31年1月から  
( )は前年比  
負傷者：3人  
累計：68人(-14)

# 坂城のお雛さま

ひな

〜会に託された愛蔵の雛たち〜  
〜立雛の世界〜

主催：坂城のお雛さま実行委員会



2月8日(土)  
▶ 3月29日(日)

## 坂木宿ふるさと歴史館 鉄の展示館

**開館時間** 両会場とも午前9時～午後5時  
(最終入館は4時30分まで)

**入館料** ・坂木宿ふるさと歴史館…100円  
・鉄の展示館…400円  
(両会場とも中学生以下は無料)

※鉄の展示館入館後の坂木宿ふるさと歴史館入館料は無料。

※坂木宿ふるさと歴史館入館後の鉄の展示館入館料は300円。

### 主な関連イベント

坂木宿とお雛さまをめぐる  
ガイドツアー

**日時** 期間中の毎日曜日(3月29日を除く)  
午前10時～正午

**集合場所** 坂木宿ふるさと歴史館

(受付：午前9時30分)

**案内** 坂木宿ふれあいガイド

**参加費** 400円(入館料含む)

### 抹茶接待

坂城駅前の活性化を進めている「にぎわい坂城」の皆さんによる抹茶の振る舞いがあります。

**日時** 期間中の毎日曜日(3月29日を除く)  
午前10時～午後3時

**場所** 坂木宿ふるさと歴史館

**参加費** 無料(別途入館料が必要)

### つるし飾りを作るっ！

針も糸も使わず簡単にできる幸せの「つるし飾り」を作ってみませんか。

**開催日** 2月15日、2月22日、2月29日、  
3月7日、3月14日(すべて土

曜日)

**日時** 午前10時～午後3時(随時受付)

**場所** 坂木宿ふるさと歴史館

**参加費** 500円(別途入館料が必要)

◎問い合わせ先 鉄の展示館 ☎82-1128 坂木宿ふるさと歴史館 ☎82-4193

「広報さかき」へのご意見・ご要望をお寄せください

■編集・発行 〒389-0692 長野県埴科郡坂城町大字坂城10050  
坂城町役場企画政策課 ☎0268-82-3111  
直通0268-75-6211 FAX 0268-82-8307  
■印刷 滝沢印刷合同会社

さかきまち  
すくメール

—— 配信情報 ——

災害・防災情報 町からのお知らせ  
安心・安全情報 町のイベント情報

登録をご希望の方は、QRコードからアクセスするか次のメールアドレスへ空メールを送信してください。 t-sakaki@sg-m.jp



QRコード